

平成22年10月25日(月)
医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室
室長補佐：信沢 (内線) 2717
管理係長：内沼 (内線) 2718
(直通) 03 - 3595 - 2400

C型肝炎訴訟の和解について

本日、名古屋地方裁判所において、下記のとおり和解が成立しましたので、お知らせします。

平成20年1月以降、同地裁に係属している原告(患者数2人)についての和解。製剤はフィブリノゲン製剤。

上記の症状の内訳は、肝がん1人、無症候性キャリア1人である。

(参考)

和解等成立人数¹ 1606人

新規提訴等人数² 1764人 (10月22日現在)

1 「和解等成立人数」は、今回の和解成立者は含まず、これまでに和解が成立した人数(患者数)である。また、調停が成立した4人を含む。

2 「新規提訴等人数」は、救済法施行後に提訴等し、訴状等が国に送達された人数(患者数)である。このうち、1398人は既に和解等が成立している。